三　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査（法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（次号において「普通自動車対応免許」という。）以外の免許のみを受けている者及び令第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者に対する講習にあつては、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査）によるものに基づく指導を含むものであること。

四　講習時間は、二時間（普通自動車対応免許以外の免許のみを受けている者及び令第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者に対する講習にあつては、一時間）とすること。

［略］

若年運転者講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一　運転者としての資質の向上に関すること及び自動車の運転について必要な適性について行うこと。

二　あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、普通自動車、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

三　コース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査、筆記又は口頭による検査その他の自動車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。

四　講習時間は、九時間とすること。

法第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

［一～四　略］

［略］

［略］

四　法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習	二時間
一　教本、自動車等、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（個人指導を含むものに限る。）を含むものであること。 三　認知機能検査の結果に基づく指導（個人指導を含むものに限る。）を含むものであること。	

［各号を加える。］

［同上］

［項を加える。］

法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

［一～四　同上］

［同上］

［同上］